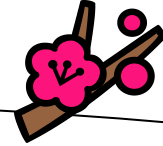


平成 30 年

ふれあい通信

第 2 号

2 月 6 日



違法・迷惑駐車排除



～ その駐車、迷惑で危険です ～

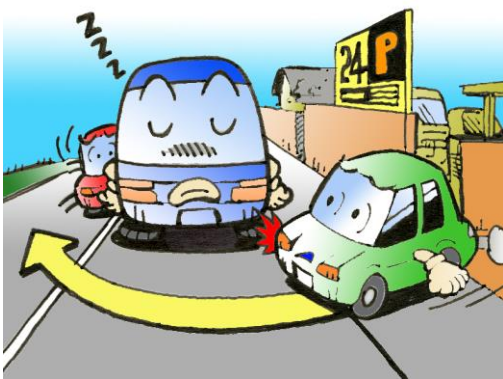


交通事故の原因になる

違法駐車があると、道路の見通しが悪くなります。道路の見通しが悪くなるため、車の運転者、歩行者、自転車などお互いに見えにくくなり、駐車車両の陰から歩行者などが急に飛び出すなど交通事故の原因になる場合があります。

駐車車両の側近を通行する場合は、急な飛び出しがあるかもしれないと考えて速度を落としてしっかりと安全確認をして通行しましょう。

他の車両、歩行者や自転車などが通行しにくくなる

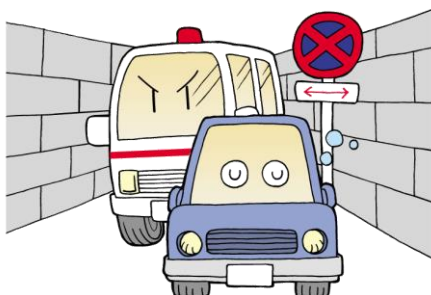


違法駐車の手で道幅が狭くなり、他の車両が通行しにくくなったり、通行できなくなったりします。

また、歩道に乗り上げての駐車は、歩行者や自転車などが歩道を通行できず、車道を通行しなければならなくなり、大変危険です。



緊急車両の活動を妨げる



違法駐車車両があると、救急車や消防車など

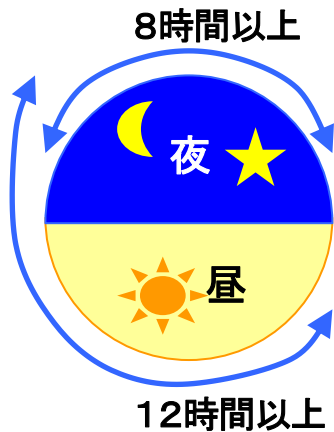
緊急自動車が通行できず、到着などが遅れることは、人命に関わる問題になります。

道路は駐車場ではありません。違法、迷惑な駐車はやめましょう。



道路標識・道路標示がなくても…

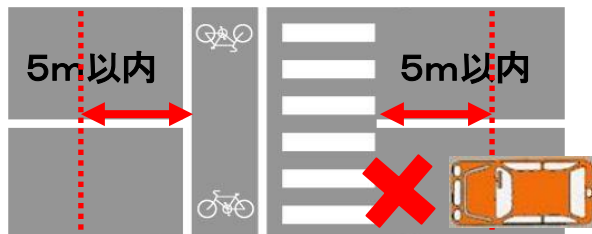
◆保管場所としての道路使用や長時間駐車は違反です！



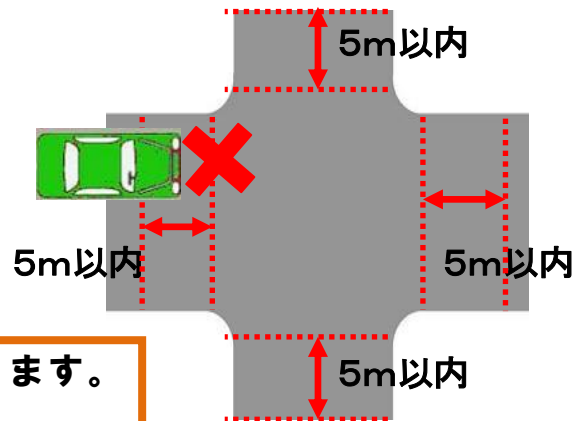
道路を保管場所(車庫がわり)に使用することはできません。
また、同じ場所に、継続して12時間以上(夜間は8時間以上)駐車することはできません。

	保管場所としての道路使用	長時間駐車(同一の場所に継続駐車)
罰則	3月以下の懲役または20万円以下の罰金	20万円以下の罰金
違反点数	3点	2点

◆こんな場所は法定の「駐停車禁止場所」です。



交差点、およびその側端から5m以内の部分



横断歩道または自転車横断帯、およびそれらの前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分。

他にも法定の「駐停車禁止場所」はあります。
駐停車する場合は必ず確認しましょう。

ハガキやメールの架空請求詐欺に注意！

実際に送ってきたハガキです。

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。
管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

連絡先に電話すると、不安をあおって、**コンビニの収納代行サービス**による支払いなどで騙し取る悪質な手口です。



このようなハガキ等を受けたらすぐに「警察」や「家族」へ相談してください！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。
滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp